

議題 2

実地体験型研修プログラムについて

地方自治大学校

(1) 県税徴収実習の実施

県税の大切さを身をもって体験させるため、県税事務所において県税徴収実習を実施

受講者は、半日程度の事前研修で基礎知識を身に付けた後、3日間にわたり、滞納整理などの県税徴収実習を行う。
入庁3年目の職員を対象に平成19年度から実施する。

(2) 福祉施設での介護体験など実地体験研修の実施 福祉施設での介護体験の研修

県民の奉仕者としての意識を高めるため、福祉施設での介護実習を実施

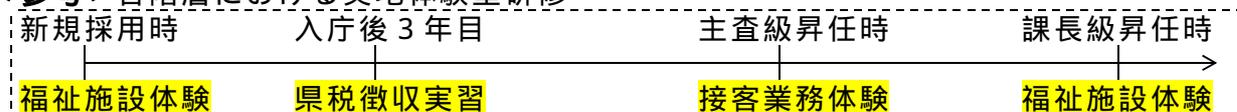
受講者は、特別養護老人ホーム、知的障害者更生施設、知的障害児施設、身体障害者（通所）授産施設又は身体障害者療護施設で、2日間にわたって食事の介助などの生活支援を行う。
これまで実施している新規採用職員に加えて、平成19年度からは新任課長級職員も対象に実施する。

民間企業での接客業務の体験研修

血のにじむ思いで税金を生み出している現場を知り、公金意識の向上を図るとともに、民間企業におけるサービス意識等を習得するため、民間企業での接客業務を体験

受講者は、接客業務（ホテル、百貨店、道の駅、飲食店、ゴルフ場、コンビニ等）を行う民間企業で、原則土日を含め3日間にわたって実地体験を行う。
新任主査級職員を対象に平成19年度から実施する。

<参考> 各階層における実地体験型研修



(3) 本事業を題材とした研修の実施

不正資金問題に関する再発防止策の一環として、不正資金問題を題材とし、問題の原因と課題を検証する研修を実施

平成19年度から、主任級、主査級、課長補佐級、課長級への昇任時に、本事業をテーマにした講義、集団討論等の研修を行う。
外部からの視点でみた県政のあり方や民間の組織管理などを学ぶため、外部講師による研修科目を取り入れる。本部員会議における意見による追加
平成18年度は、12月に所属長を対象とした研修を行い、受講した所属長が職場へ戻り、自ら講師となって職員を対象に職場研修を実施する。